

平成26年第4回臨時会

一宮町議会会議録

平成26年11月11日 開会

平成26年11月11日 閉会

一宮町議会

平成26年第4回一宮町議会臨時会会議録目次

第1号（11月11日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
臨時議長の紹介及び挨拶	3
町長挨拶	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
仮議席の指定	4
議長の選挙	5
議長就任の挨拶	6
日程の追加	7
議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
副議長の選挙	8
副議長就任の挨拶	9
議席の一部変更	10
常任委員の選任	10
常任委員会正副委員長の互選	12
議会運営委員の選任	13
議会運営委員会正副委員長の互選	13
長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙	14
長生郡市広域市町村圏組合議会議員就任の挨拶	15
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	15

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員就任の挨拶	17
一宮聖苑組合議会議員の選挙	17
議会報編集委員の選任	18
議会報編集委員会正副委員長の互選	19
同意第1号の上程、説明、採決	19
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
閉会の宣告	24
署名議員	25

第 4 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

11 月 11 日 （ 火 ）

平成26年第4回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

平成26年11月11日招集の第4回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	爍場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
教育長	町田義昭	総務課長	峰島清
まちづくり 推進課長	岡本和之		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	小林久美子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一 仮議席の指定

日程第二 議長の選挙

日程の追加

日程第一 議席の指定

日程第二 会議録署名議員の指名

日程第三 会期の決定

日程第四 副議長の選挙

日程第五 議席の一部変更

- 日程第六 常任委員の選任
- 日程第七 議会運営委員の選任
- 日程第八 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第九 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第十 一宮聖苑組合議会議員の選挙
- 日程第十一 議会報編集委員の選任
- 日程第十二 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第十三 承認第1号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第5次）の専決処分につき承認を求めることについて

◎臨時議長の紹介及び挨拶

○議会事務局長（諸岡 昇君） 皆さん、改めましておはようございます。議会事務局長の諸岡と申します。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会でございます。したがって、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席している議員の中で年長者が臨時に議長を行うこととなっております。

ここで、年長の議員をご紹介申し上げます。

秦 重悦議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（秦 重悦君） 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました秦 重悦でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○臨時議長（秦 重悦君） ここで、玉川町長より、開会に先立ちまして挨拶をしたい旨の申し出がございました。これを許します。

玉川町長、よろしく願いいたします。

○町長（玉川孫一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成26年第4回一宮町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

新しく選ばれました議員各位をお迎えしての臨時会の開会に当たりまして、謹んでご挨拶を申し上げます。

まず、去る10月19日執行の議会議員一般選挙におきまして、町民の皆様の力強いご支持と厚い信頼、そして大きな期待を担われ見事当選の栄に浴されましたことに対しまして、心からお祝いとお喜びを申し上げます。

今回の選挙で再選なされました経験豊かな議員の皆様、そしてこのたび初めてご当選され議員となられました新進気鋭の皆様、それぞれのお立場で感慨もひとしおで、選挙後初の議会に臨まれたことと存じます。

町議会におかれましては、新たな任期のスタートとなりますが、町や議員各位に寄せられる町民の皆様の期待や関心はこれまでも増して高まっているものと受けとめております。ご承知のとおり、ことしは長年の念願であった新庁舎が完成し、災害に強いことはもちろんですが、経済性や環境面にもすぐれた国内最高レベルの設備を整えた庁舎を建設することができました。これもひとえに町民の皆様を初め、町議会、そしてその他関係者各位のご支援とご理解、ご協力のたまものでございます。今後も町民の皆様にも末長く親しまれ、より便利にご利用いただける庁舎となるよう、職員一同努めてまいります。

申し上げるまでもございませんが、民意を代表し民主政治の根幹をなす議会と私たち執行機関とは、車の両輪に例えられるように、それぞれの立場から議論を尽くし、町政発展のためにも歩みを進めていかなければなりません。議員各位におかれましては、少子高齢化と人口減少の厳しい時代、住民福祉のさらなる向上と輝くまちづくりに向け、格別のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今度の臨時議会には同意案件1件、専決処分の承認1件の議案をご提出申し上げます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上、整いませんが、私の挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（秦 重悦君） ありがとうございます。

開会 午前 9時10分

◎開会の宣告

○臨時議長（秦 重悦君） それでは、ただいまから平成26年第4回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（秦 重悦君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（秦 重悦君） ここで、本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎仮議席の指定

○臨時議長（秦 重悦君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（秦 重悦君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（秦 重悦君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人は4番、鶴沢清永君と16番、畑場博敏君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○臨時議長（秦 重悦君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（秦 重悦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（秦 重悦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○臨時議長（秦 重悦君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（秦 重悦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4番、鶴沢清永君、16番、畑場博敏君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長（秦 重悦君） それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

島崎保幸君 11票

鶴沢一男君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、島崎保幸君が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（秦 重悦君） ただいま議長に当選されました島崎保幸君が議長におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議長就任の挨拶

○臨時議長（秦 重悦君） 島崎保幸君の発言を求めます。

○議長（島崎保幸君） ただいま投票によりまして、皆様方のご推挙によりまして、議長職という重責を担うことになりました島崎でございます。身に余る光栄と思っておる次第であります。

多様化する住民ニーズに応えられますよう、議会とそして執行部と車の両輪のごとく我が町の発展、そしてまた住民福祉の向上にその職責を果たしてまいりたいと、このように考えております。皆様方のご支援、ご協力をお願いして、簡単でございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（秦 重悦君） 以上で、私の任務は終了いたしました。

ここで議長と交代いたします。島崎保幸議長、議長席をお願いいたします。

これで、臨時議長の職務を全て終了いたしました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（島崎保幸君） それでは、ここで議事の日程調整のため、しばらく休憩をさせていただきます。

休憩 午前 9時23分

再開 午前 9時46分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（島崎保幸君） 議事日程の追加をお手元に配付してありますが、会議規則第21条によりお諮りいたします。お手元に配付いたしました日程のとおり進めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり進めることに決定いたしました。

◎議席の指定

○議長（島崎保幸君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議席表のとおり、議長において指定します。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（諸岡 昇君） それでは、議席の指定表を朗読させていただきます。

議席番号1番	藤井幸恵	議員	議席番号2番	小林正満	議員
議席番号3番	渡邊美枝子	議員	議席番号4番	鵜沢清永	議員
議席番号5番	鵜沢一男	議員	議席番号6番	小安博之	議員
議席番号7番	藤乗一由	議員	議席番号8番	袴田忍	議員
議席番号9番	鵜野澤一夫	議員	議席番号10番	吉野繁徳	議員
議席番号11番	藤井敏憲	議員	議席番号12番	志田延子	議員
議席番号13番	島崎保幸	議長	議席番号14番	秦重悦	議員
議席番号15番	森佐衛	議員	議席番号16番	畑場博敏	議員

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（島崎保幸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。4番、
鵜沢清永君、5番、鵜沢一男君、以上兩名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（島崎保幸君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、日程及び議事の内容から、本日1日といたしたい
と思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（島崎保幸君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、鵜沢一男君、6番、小安博之君を指
名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（島崎保幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（島崎保幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（島崎保幸君） 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番、鶴沢一男君、6番、小安博之君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（島崎保幸君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

有効投票	14票
------	-----

無効投票	2票
------	----

有効投票のうち

吉野繁徳君	13票
-------	-----

小林正満君	1票
-------	----

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、吉野繁徳君が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（島崎保幸君） ただいま副議長に当選されました吉野繁徳君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎副議長就任の挨拶

○議長（島崎保幸君） 当選人、吉野繁徳君の発言を求めます。

○副議長（吉野繁徳君） ただいま選ばれました吉野でございます。この性分ではございますが、一身を投じ、懸命に努力するつもりでございます。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（島崎保幸君） ありがとうございました。

ここで、しばらく休憩といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時13分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議席の一部変更

○議長（島崎保幸君） 日程第5、議席の一部変更を議題といたします。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付いたしました変更議席表のとおりです。

この議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（諸岡 昇君） それでは、議席の一部変更がありました変更の議席番号だけ読ませていただきます。

議席番号10番	藤 井 敏 憲 議員	議席番号11番	志 田 延 子 議員
議席番号12番	秦 重 悦 議員	議席番号13番	森 佐 衛 議員
議席番号14番	畑 場 博 敏 議員	議席番号15番	吉 野 繁 徳 副議長
議席番号16番	島 崎 保 幸 議長		

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） ご苦労さまでした。

議席移動のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎常任委員の選任

○議長（島崎保幸君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、議会委員会条例第5条第1項の規定により、議員は少なくとも1つの常任委員になるものと定められております。また、第5条第4項において、常任委

員は、議長が会議に諮って指名することと規定されています。当議会では、各議員から常任委員会への希望をとり、これによりできるだけ希望に沿うよう取り計らいたと思います。

それでは、希望記入表を配付いたしますので、記入願います。

念のため申し上げますが、希望表の中に第1希望と第2希望がありますので、自分で希望するところに丸をつけてください。また、用紙に議席番号及び氏名を記入する欄がございますので、忘れずに記入願います。

(常任委員会希望表配付)

○議長(島崎保幸君) では、希望表を書記が回収いたしますので、お渡し願います。

(常任委員会希望表回収)

○議長(島崎保幸君) この結果を見ますと、一宮町議会委員会条例に規定する定数には及びません。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、慣例により5名の選考委員を立て、委員の方で希望表を参考としてご協議願いたいと思います。また、選考委員の選任は議長において指名したいと思いますが、このようにとり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認めます。

よって、選考委員は議長において指名いたします。

吉野繁徳君、鶴野澤一夫君、袴田 忍君、畑場博敏君、秦 重悦君、以上5名の方々をお願いいたします。

選考委員は、選考委員会を行いますので、直ちに議長室にお集まりください。

選考委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時45分

○議長(島崎保幸君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

選考委員会の結果を事務局長より報告いたします。

○議会事務局長(諸岡 昇君) それでは、選考委員会の結果のほうを発表させていただきます。

総務文教常任委員会

島崎保幸委員

森 佐衛委員

志 田 延 子 委 員 藤 井 敏 憲 委 員

藤 乗 一 由 委 員 小 安 博 之 委 員

続きまして、経済常任委員会

畑 場 博 敏 委 員 秦 重 悦 委 員

鵜野澤 一 夫 委 員 鵜 沢 清 永 委 員

小 林 正 満 委 員

続きまして、厚生常任委員会

吉 野 繁 徳 委 員 袴 田 忍 委 員

鵜 沢 一 男 委 員 渡 邊 美 枝 子 委 員

藤 井 幸 恵 委 員

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） お諮りいたします。選考委員会の選任結果のとおり、常任委員を決定
いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、選考委員会の選考結果のとおり決定いたします。

各常任委員会は直ちに委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選により選出願います。

各常任委員会の開催場所を申し上げます。総務文教常任委員会、議長室、経済常任委員会、
議員控室、厚生常任委員会、議員控室、以上のとおりです。

各常任委員会は、指定された場所にご参集ください。また、各常任委員会において委員長
及び副委員長が決定いたしましたら、速やかに議長まで報告願います。

常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎常任委員会正副委員長の互選

○議長（島崎保幸君） 各常任委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、事務局
長より報告いたします。

○議会事務局長（諸岡 昇君） それでは、各委員長、副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長、志田延子委員。副委員長、小安博之委員。

経済常任委員会、委員長、鶴沢清永委員。副委員長、鶴野澤一夫委員。

厚生常任委員会、委員長、鶴沢一男委員。副委員長、袴田 忍委員。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 以上のとおり決定いたしました。

◎議会運営委員の選任

○議長（島崎保幸君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

委員の選任は、議会委員会条例第5条第4項の規定により議長が指名いたします。

議会運営委員会委員に、志田延子君、袴田 忍君、鶴沢一男君、秦 重悦君、鶴野澤一夫君、小安博之君、鶴沢清永君。

お諮りいたします。以上7名を議会運営委員会委員に指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決しました。

ただいま指名いたしました委員によって、議長室において議会運営委員会を開催いただき、委員長及び副委員長を互選願います。

なお、決定事項は議長まで報告願います。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（島崎保幸君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、秦 重悦君。副委員長、小安博之君。

以上のとおり決定いたしました。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（島崎保幸君） 日程第8、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、長生郡市広域市町村圏組合同規約第5条第2項で、議長の職にある者及び議員の中から選挙された者となっております。

よって、組合議会議員1名の選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、藤乗一由君と8番、袴田 忍君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（島崎保幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（島崎保幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（島崎保幸君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番、藤乗一由君と8番、袴田 忍君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（島崎保幸君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

鵜野澤一夫君 9票

藤井敏憲君 6票

鵜沢一男君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、鵜野澤一夫君が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（島崎保幸君） ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました鵜野澤一夫君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員就任の挨拶

○議長（島崎保幸君） 当選人、鵜野澤一夫君の発言を求めます。

○9番（鵜野澤一夫君） ただいま皆様に推挙いただきました鵜野澤でございます。

広域市町村圏組合にはさまざまな問題が蓄積しております。私も広域の議員の一人として、皆様の意見や応援をいただいで頑張ってまいります。よろしく願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（島崎保幸君） ありがとうございます。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時31分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（島崎保幸君） 日程第9、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項により、町の議会議員のうちから1人を選挙することになっております。

よって、広域連合議会議員1名の選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、鵜野澤一夫君と15番、吉野繁徳君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（島崎保幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（島崎保幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（島崎保幸君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

9番、鵜野澤一夫君、15番、吉野繁徳君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（島崎保幸君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

袴田 忍君 10票

藤井敏憲君 4票

畑場博敏君 1票

森 佐衛君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、袴田 忍君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（島崎保幸君） ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました袴田 忍君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員就任の挨拶

○議長（島崎保幸君） 当選人、袴田 忍君の発言を求めます。

○8番（袴田 忍君） 今回、後期高齢者医療という形で皆さんの誠意に応えられるよう、私も勉強していきたいと思っております。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（島崎保幸君） ありがとうございます。

会議の途中ですが、ここで、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時04分

○議長（島崎保幸君） では、会議を再開いたします。

◎一宮聖苑組合議会議員の選挙

○議長（島崎保幸君） 日程第10、一宮聖苑組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、一宮聖苑組合同規約第5条第1項で、議員の中から選挙された者1人となっております。当議会におきましては、従来からの慣例により、年長議員が指名推選されております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

続いてお諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

一宮聖苑組合議会議員に秦 重悦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました秦 重悦君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、秦 重悦君が一宮聖苑組合議会議員に当選いたしました。

ただいま一宮聖苑組合議会議員に当選されました秦 重悦君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ではこれで、告知で終わりにいたしたいと思います。ありがとうございました。

◎議会報編集委員の選任

○議長（島崎保幸君） 日程第11、議会報編集委員の選任を行います。

議会報編集委員の選任については、議会報編集委員会規約第6条の規定により、議長が指名いたします。

議会報編集委員に、藤乗一由君、小安博之君、鶴野澤一夫君、小林正満君、藤井幸恵君、渡邊美枝子君、以上6名を議会報編集委員に指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決しました。

ただいま選任されました委員によって、休憩中に議長室において議会報編集委員会を開催いただき、委員長及び副委員長を互選願います。

委員長、副委員長が決まりましたら議長まで報告願います。

議会報編集委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時11分

○議長(島崎保幸君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議会報編集委員会正副委員長の互選

○議長(島崎保幸君) 議会報編集委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、藤乗一由君。副委員長、小安博之君。

以上のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に、議会議員全体会議を議員控室で開催いたします。休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時54分

○議長(島崎保幸君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第12、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、14番、畑場博敏君の退席を求めます。

(14番 畑場博敏君退席)

○議長(島崎保幸君) 提案理由の説明を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 監査委員の選任につきまして同意を求めることについて説明を申し上げます。

このたび、一宮町議会議員の任期満了により、議会選出の監査委員が欠員となりました。ついでには、畑場博敏さんを監査委員に再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

畑場議員は、住所、一宮町東浪見2732番地。年齢は、昭和28年2月8日生まれの61歳。10期目のベテラン議員でございまして、今までの経歴からして監査委員としてふさわしい方でございます。なお、任期は、任命した日から議員任期の平成30年11月2日までです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、会議規則第80条に基づき、投票により採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番、藤井敏憲君と11番、志田延子君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載してください。

なお、白票の取り扱いは、会議規則第82条により、否とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（島崎保幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（島崎保幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（島崎保幸君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

10番、藤井敏憲君、11番、志田延子君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（島崎保幸君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

賛成 11票

反対 3票

以上の結果、賛成多数。

よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（島崎保幸君） 14番、畑場博敏君の入場をお願いします。

（14番 畑場博敏君入場）

○議長（島崎保幸君） 畑場博敏君に報告いたします。

ただいまの監査委員の選任については同意されましたので、報告いたします。

ここで、一、二分、休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時10分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第13、承認第1号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第5次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） 承認第1号の議案つづりは皆さん、ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、承認第1号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第5次）の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

平成26年度一宮町一般会計補正予算（第5次）を次のとおり専決処分に付したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。

平成26年度一宮町一般会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,187万3,000円とするものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明をいたします。

8ページの6款商工費、1項商工費、3目観光費につきましては、9ページの説明欄により説明をさせていただきます。

9ページの観光振興事業の50万円は、九十九里トライアスロン業務委託料です。この事業は、大会運営側より町に対し当日の受付業務、手荷物預かり業務、給水所での飲料提供業務のほか、サーフィンの体験イベントなど数多くのスタッフ協力要請がありました。町は、町の職員では人数的に対応が困難であり、急遽、スポーツ大会の運営等に精通している体育協会の協力を得る必要が生じましたが、必要経費を措置するにも議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分といたしました。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

歳入につきましては、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の50万円は、前年度繰越金で対応するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

10番、藤井敏憲君。

○10番（藤井敏憲君） この専決処分についてちょっとお伺いしたいのですが、この専決処分報告は議会を招集する暇がないとか時間がないとかという場合、緊急性を重んじて町長が裁決するわけですが、この緊急性についてちょっとお尋ねしたいのですが、それはやっぱりなぜ議会を通さないで専決処分としたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。緊急性と一般的にいうのは、例えば災害だとか、のんびきならないときにこの緊急という言葉を使うのであって、今の説明でどうしようもないとかというような、仕方ないとかというようなちょっと表現が入ったような記憶があるのですが、もしそれが間違ったらごめんなさい。その緊急性についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 答弁をお願いします。

岡本課長。

○まちづくり推進課長（岡本和之君） ただいまの質問でございますが、この専決処分につきましては、まずトライアスロン大会が20日にごございました、9月20日でございます。19、20日、21日と3日間ということで実施されたわけなんです、その中でこの専決につきましては、9月9日に議会全体会議で県の補助事業1,000万円でございますが、補正ということで説明いたしまして、そのときに議員さんのほうから、来年もこのトライアスロン大会は盛り上げて成功させていかなければいけないということの中で、体協さんのほうに補助金的なもの支援も必要じゃないかというような話がございます、その中で、その前に体協の会長のほうから話ございました。ちょっと人数的にだんだん増えたと。当初は50人ぐらいでいいというような話だったんですが、最終的には250人というような数字が上がってきまして、その関係で幾分、250人という人数でございますので、助成をしたいという考えの中で町のほうは専決をしたということでございます。ちょっと時間的にございませんでしたので専決処分というような形になりました。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 10番、藤井敏憲君。

○10番（藤井敏憲君） 私が質問しているのは、要するに専決処分というのは緊急性がやっぱり重要視であって、先ほども言ったように災害だとかどうしようもないこと、どうしてもやらなきゃいけないというときに議会を招集しないで一応町長が専決をするというようなことが一般的になっているわけなんです。そうすると私が聞きたいのは、今回は、私は反対

するわけではなく、承認するほうに入りますけれども、今後はやっぱり後で出すんじゃなくて、できることなら早目にもうそういうのはやってほしいなど。今回は選挙があったとかいろいろいろんなことがあったと思っているんですけども、この専決処分というのは一步間違えると議会軽視のような形になりかねませんので、その辺をお願いしておきます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第13、承認第1号 平成26年度一宮町一般会計補正予算（第5次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第4回一宮町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 2時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年 月 日

一宮町議会臨時議長

一宮町議会議長

〃 議員

〃 議員